

## 鳥取県児童虐待防止啓発業務委託公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「鳥取県児童虐待防止啓発業務委託」(以下「業務」という。)において、鳥取県児童虐待防止啓発業務委託企画提案書(以下「企画提案書」という。)等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施に際して必要な事項を定める。

### (業務の内容)

第2条 鳥取県は、鳥取県児童虐待防止啓発業務についてより効果的な普及啓発を行うため、経験・技術・企画力をもつ民間事業者等に、その業務を委託する。

2 業務の内容は、児童虐待防止啓発に係る広報とし、詳細は「鳥取県児童虐待防止啓発業務委託仕様書」による。

### (予算額)

第3条 前条の業務の予算額は、金3,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

### (業務(実施)期間)

第4条 第2条の業務(実施)期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

### (参加資格要件)

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」又は「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和4年6月16日(木)正午までに次の場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に次の場所に必ず連絡すること。

競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 本件業務の調達公告日から企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていない者であること。

### (企画提案書等の作成)

第6条 提案者は、別紙「企画提案書作成要領」に基づき鳥取県児童虐待防止啓発業務委託企画提案書(様式1)及び関係書類を、別に定める日までに鳥取県に提出する。

- 2 提案者は、業務の一部の再委託を予定する者又は業務に関する助言等を受けることを予定する者(以下「協力者等」という。)の協力を得て企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、必ず業務の実施体制に記載すること。
- 3 プロポーザル参加の資格があることを証明するため、企画提案書等の提出時に別紙「確認書」も併せて提出すること。

(審査会の設置)

第7条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、「鳥取県児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- 3 審査会は計5名で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(評価要領)

第8条 鳥取県は「鳥取県児童虐待防止啓発業務委託評価要領」(以下、「評価要領」という。)を定め、審査会は当該評価要領に基づいて評価を行う。

(提案者の失格)

第9条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(最優秀提案者の選定方法)

第10条 評価要領により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。  
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(審査結果の通知、公表)

第11条 鳥取県は、審査結果を提案者全員に通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 鳥取県は、審査会による審査の結果、評価要領に基づき最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から本件業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(契約保証金)

第13条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(スケジュール)

第14条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、企画提案書等提出の期限以降の日程は状況に応じて変更する場合もある。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 調達公告            | 令和4年6月10日(金) |
| (2) 質問受付期限          | 令和4年6月20日(月) |
| (3) 企画提案書等提出期限      | 令和4年7月8日(金)  |
| (4) 審査会開催           | 令和4年7月14日(木) |
| (5) 審査結果の通知         | 令和4年7月19日(火) |
| (6) 企画提案等の協議及び見積り依頼 | 令和4年7月21日(木) |
| (7) 契約締結            | 令和4年7月27日(水) |

(企画提案書等の取扱い)

第15条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。

#### （契約の解除）

第 16 条 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

#### （その他）

第 17 条 この要領に定めるもののほか、このプロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 10 日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。